

令和3年度 第3回日進市学区検討部会 会議録

日 時	令和4年3月11日(金) 午後3時00分から午後4時20分まで
場 所	日進市民会館 2階会議室
委員出席者	早川佳秀(前梨の木小学校長)、高橋雅樹(南小学校長)、藤井政勝(梨の木小学校長)、澤田千歳(日進中学校長)、永瀬孝明(日進東中学校長)、川本幸弘(折戸区長)、萩野哲也(藤枝区長)、大島政行(東山区長)、水嶋哲也(南小学校PTA)、吉川智美(梨の木小学校PTA)、辻善博(日進中学校PTA)、井上耕作(日東東山自治会長)、曾我香織理(平子台自治会長)
委員欠席者	鈴木栄次(日進東中学校PTA)
事務局	市川秋広(学習教育部長)、加藤慎司(学習教育部次長兼教育総務課長)、後藤幸宏(学校教育課長)、岡田優子(学校教育課長補佐)、久野純子(学校教育課係長)、渥美真紗子(学校教育課主事)
傍聴の可否	可
傍聴の有無	有
議 題	1 南小学校区学区見直し案説明会について 2 南小学校学区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書について 3 その他

発言者	発 言 内 容
事務局	ただ今から、第3回日進市学区検討部会を開催します。
部会長	(傍聴の確認)
部会長	先回の学区検討部会で、学区見直し案の内容について検討しましたが、その検討内容を踏まえて、事務局が関係者の皆さまに学区見直し案の内容についてお知らせし、2月下旬に説明会を開催しました。 本日は、その説明会で寄せられたご意見を踏まえご協議いただき、学区検討部会としての学区見直し案を取りまとめ、日進市立小中学校適正規模等検討委員会に提出する調査結果報告書の形にしたいと思います。 議題に入る前に、これまでの経緯について事務局から説明をお願いします。
事務局	(第2回学区検討部会までの検討内容の振り返り)
部会長	それでは、次第に従いまして議事に入ります。 議題1「南小学校区学区見直し案説明会について」事務局から説明を

	<p>お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2回学区検討部会では、2つの学区変更対象地区の案と経過措置についてご検討いただきましたが、部会での検討を踏まえ、別紙2のとおりアンケートの対象世帯に学区見直し案について周知し、説明会を行いました。</p> <p>対象地区は、学区変更案1の対象地区とし、中学校区も含めて学区を変更するものとししました。中学校区を日進東中学校区に変更することとした理由は、梨の木小学校区は日進東中学校区であるため、南小学校から梨の木小学校に学区変更する児童の進学先を日進中学校とすると、梨の木小学校からの進学先が2校に分かれてしまうためです。将来的に少数で日進中学校に進学することを避けるため、中学校区は日進東中学校区が適当であると考えました。</p> <p>経過措置については、小学校5・6年生及び中学校2・3年生を対象とし、その弟妹の経過措置は設けていません。その理由としては、経過措置対象の弟妹も兄姉の卒業まで従来校に通えるようにすると、同じ学年の他の子どもと転校時期が分かれ、少人数で学校が変わることになるためです。小学校4年生以下のお子様は全員で学校が変わる方が子どもの不安感が軽減されると考え、弟妹の経過措置は設けませんでした。また、弟妹の経過措置を兄姉の卒業までとすると、同じ分団の地域から南小学校に通学する児童が将来的にごく少数となるため、登下校の安全が確保できないということも考慮しました。</p> <p>アンケートの結果については、第2回検討部会でご説明した内容を抜粋して報告しました。また、アンケートでは、変更対象地区や学区が変わることに対する懸念事項についての様々なご意見が寄せられましたので、皆さまから共通して寄せられた事項について、教育委員会の考え方をお知らせしました。</p> <p>こうした説明を通して、学区見直し案の内容についてはおおむね理解を得られましたが、学区見直しが実施された後の学校生活について、児童生徒や保護者への配慮を求める意見が寄せられました。学校が変わることや通学路に対する不安や懸念に対しては、学校見学会を行い、変更後の施設や学校の様子を知る機会を設け、懸念事項に対して具体的な説明をするなどして、不安解消に努めることを説明しました。また、通学路については、学区変更までの間に学校や保護者・地域の皆さまと検討して、できるだけ安全な集合場所や通学経路を決めていくこと、その過程で危険箇所がある場合は、安全対策について道路管理者に諮りながら</p>

	<p>必要な安全対策を検討して行くことを説明しました。</p> <p>(説明会で出た意見の詳細と教育委員会の説明については、別紙3を参照)</p>
部会長	<p>学区見直し案説明会について、何かご質問等がありますか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
部会長	<p>それでは、続きまして議題2「南小学校学区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>これまでに開催した学区検討部会での検討の経緯や関係者へのアンケート及び説明会の内容を踏まえ、日進市立小中学校適正規模等検討委員会に提出する調査結果報告書としてまとめさせていただきました。</p> <p>学区見直し案の内容については、おおむね関係者の理解を得られたため、説明会で提示した学区見直し案を学区検討部会の調査結果として、日進市立小中学校適正規模等検討委員会に報告したいと思います。</p> <p>ただし、学区変更対象地区については、日生東山園に属する地域についての指摘事項がありました。</p> <p>今回新たに確認した日生東山園に属する地域についても対象地区から除外したいと思います。そのことについて皆さまのご意見を伺いたと思います。</p> <p>また、先回の学区検討部会で、小学校の経過措置について、小学校5・6年生の弟妹の経過措置を設けていないことについて、先行して進めている北小学校区・日進中学校区の学区変更の際の経過措置と違ってよいのか、また、そのことについて関係者にきちんと説明をしてご理解を得た方がよいのではないかという意見がありましたので、弟妹の経過措置をについて、皆さまにご討議をお願いしたいと思います。なお、経過措置について説明会では、弟妹の経過措置は設けないと説明しましたが、特に異論はありませんでした。</p>
部会長	<p>南小学校学区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書について説明をしていただきましたが、まず、学区変更対象地区の変更について、何かご意見、ご質問等がありますか。</p>
委員	<p>日生東山園の地区がどこまでなのか難しいところですが、アンケートで反対意見があったのはどの地区からなのでしょう。東山四丁目の日生東山園の方からなのか、栄三丁目からも反対意見があったのでしょうか。栄三丁目から反対意見が出ているとしたら、今後、今回と同様のことが起こるのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>折戸区に属する栄三丁目については、これまで南小学校区と梨の木小学校区に分かれていましたが、今回の学区見直しにより栄三丁目全体が梨の木小学校区となります。アンケートでは、栄三丁目の方からはどちらかといえば賛成の意見が多く寄せられました。ただし、対象地区から反対の意見が多いことから学区変更対象地区から除外するというのではなく、学区変更対象地区のまとまりを考慮して対象地区を検討しておりますので、栄三丁目は対象地区に含めた方がよいと考えております。</p> <p>一部反対のご意見として、途中で学区が変わることに対する懸念が寄せられていますが、小学校5・6年生や中学校2・3年生に経過措置を設けることで、そうしたご意見に配慮したものとなっております。</p>
委員	<p>東山四丁目の南側の地域に新しい家が数軒ありますが、その家よりも南側の地域は、急斜面になって崖になっているので梨の木小学校区でいいと思いますが、新しい数軒は他の対象地区から離れているので、今回対象地区を見直すのであれば、同様に除外した方がいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局で現地確認をしましたが、以前は鉄工所だった場所に5軒新しい家が建っております。周りには家が建っておらず、日生東山園、日東東山、栄三丁目からは少し離れた地区となっております。地域としては、折戸区に属しております。</p> <p>学区見直し案1では、開発時に日生東山園となっていた地域を対象外とする案となっていました。今回、その南側の一部の地域について、日生東山園や折戸区に確認して日生東山園に属すると確認できた地域について、対象地区から除外するご提案をしております。</p> <p>学区見直し対象地区の考え方については、東山四丁目は学区変更対象地区と考えておりますが、そのうち日生東山園に属する地区については対象外とするという考えです。今回新たに日生東山園に属すると確認できた地区については、対象地区から除外するものと考えておりますが、新しく開発された5軒の家が建っている地区については、折戸区に属しているため、折戸区に属する地域については、道路を境界として学区変更対象地区を考えております。折戸区の学区境界については、何らかの線引きの基準が必要だと考えております。</p>
委員	<p>折戸区は南小学校区と梨の木小学校区に分かれており、学区と地域のまとまりが一致していませんが、今回事務局から学区変更対象外とする提案があった地区は、距離的な面や地元の付き合いを考慮して、現在は</p>

	日生東山園に属している地域です。
委員	新しい5軒の地区は地理的には、通学する際に大回りして梨の木小学校に通学する地域です。日生東山園や折戸町寺脇の地域と近いので、南小学校に通学の方が子どもたちにはいいのではないのでしょうか。
委員	地域のつながりは時間経過とともに変わっていきますので、子どものことを中心に考えた方がいいのではないのでしょうか。
委員	この地区から梨の木小学校に通う場合は、人気のない道路を頑張って栄三丁目に出るか、南小学校区を大回りして梨の木小学校区に出ることになる。道路を渡れば南小学校区なので、南小学校区とした方がいいのではないのでしょうか。
委員	5軒のご家庭からご意見を聴いていますか。
事務局	5軒のうち1軒のご家庭から南小学校に通学したいというご意見をいただいております。
委員	新しい5軒の家から南側の道は、道路幅が狭く抜け道になっているので、通学の安全を考えれば南小学校区がいいと思います。
委員	アンケートで寄せられた当該地区の方の意見も踏まえて対象外とするのがいいと思います。
部会長	それでは、他の梨の木小学校区に変更する地域とは距離的に離れており通学路の設定が難しいことや通学の安全性を考慮して、日生東山園に属する地域に加えてその南側の折戸区の5軒の地区も含めて学区変更対象外とすることとしてよろしいでしょうか。
事務局	学区境界としては、日生東山園の一番南側の家から折戸区の5軒の家が建つ地区を直線をつないだ地域を学区変更対象外とすることとしてよろしいでしょうか。
委員	(意見なし)
部会長	それでは、日生東山園に属する地域に加えてその南側の折戸区の5軒の地区も含めて学区変更対象外とすることします。
部会長	次に、経過措置対象の弟妹の経過措置について、西小学校区及び北小学校区・日進中学校区の学区見直しの経緯から、弟妹の経過措置を設けていないということですが、このことについて何かご意見、ご質問等がありますか。
委員	南小学校区学区見直しの経過措置が、西小学校区や北小学校区の見直しの際の経過措置と違うのはなぜですか。
事務局	西小学校区や北小学校区の見直しの際は、小学校5・6年生の兄弟が

	<p>経過措置を選択して南小学校に残った場合は、弟妹も兄姉が卒業するまでの間南小学校に通学することができるという経過措置を設けております。</p> <p>弟妹も経過措置を選択して南小学校に通学した場合、同じ学年の他の児童から1年または2年遅れて梨の木小学校に転校することになります。南小学校区で弟妹の経過措置の対象となるのは、各学年4人から9人程度と少なく、経過措置を選択した児童はその人数か、それよりも少ない人数で梨の木小学校に変わることになります。弟妹の経過措置がなく同じ学年の児童が全員で変わった場合には、1学年30人程度で変わることになりますので、なるべく多くの人数で変わった方が子どもの負担が少なくなると考えました。</p> <p>弟妹の経過措置を設けないと、兄弟姉妹で学校が分かれてしまい保護者の負担となることも考えられるため、弟妹の経過措置を設けて選択できるようにした方がいいということも検討しましたが、西小学校区及び北小学校区の学区見直しの周知の際に、選択肢が増えることで保護者が選択に迷うという意見がありました。また、東小学校から梨の木小学校への学区変更の際には、小学校6年生とその弟妹に経過措置が設けられましたが、小学校6年生は全員東小学校に残り、その弟妹は全員梨の木小学校に変わるという結果になりました。そうしたことを踏まえ、同じ学年の児童がなるべく一緒に変わることができるようにした方がよいとの考えから、弟妹の経過措置を設けない案で提案しました。</p>
<p>委員</p>	<p>どちらにしてもメリットデメリットはありますが、先行して進めている学区見直しと1年後に実施する経過措置の内容が違っていることについて、決定的な理由がないのではないのでしょうか。</p> <p>また、保護者に決定権を与えて保護者に考えてもらうことが大事だと思います。子どものことをしっかり考えて保護者が出した結論であれば、文句を言わないのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>誰かに決められて学校が変わるのは、保護者の納得を得られないのではないのでしょうか。また、2つの学校に分かれるという保護者の負担を考えると弟妹が学校が変わる時期を選択できるようにした方がいいのではないかと思います。みんなで相談して決めていただければいいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>弟妹の経過措置を設けた場合に、分団編成とか通学の問題もあると思いますが、弟妹の経過措置を設けたうえで、経過措置を取った場合のデ</p>

	メリットについてしっかり説明すればいいのではないのでしょうか。
委員	学区見直しは各校の規模を平準化して子どもの学習環境を良くするために行っていると思いますが、今回弟妹の経過措置を設けなかったのは、西小学校区や北小学校区の見直しで弟妹の経過措置を設けることにより学校を変わる児童生徒が少なくなったことを考慮しているのではないかと思います。南小学校の適正規模や通学の安全性を考慮すると、まとまって学校を変わる方がいいのではないかと思います。それによって保護者の負担はありますが、子どものためということをご理解いただければいいのではないかと思います。
委員	弟妹の経過措置を設けるかどうか、保護者の意見を聴いたらどうでしょうか。
事務局	これから経過措置についてのアンケートを実施する時間がないので、保護者の意見を聴いた方がいいのであれば、弟妹の経過措置の選択肢を設けた上で保護者に選んでいただくということになるかと思えます。
委員	子どもがなるべく一緒に学校を変われるようにした方がよいという意見、南小学校の適正規模や通学の安全面から弟妹の経過措置を設けない方がよいという意見、子どもの学校が分かれる保護者の負担を考慮して選択肢を設けた方がいいという意見、様々なご意見がありましたが、他の学区見直しで弟妹の経過措置を設けていることやメリットデメリットをご理解いただいたうえで保護者に選択していただく方がよいという理由から、経過措置を変更することとしてよろしいのでしょうか。
委員	<p>それでは、経過措置については、「令和6年度に小学校5・6年生になる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄姉が卒業するまで、南小学校に通学することができる。」という内容に変更することとします。</p> <p>それでは、調査結果報告書全体を通じて、何かご意見、ご質問等がありますか。</p>
委員	<p>子どもが楽しく過ごせることが一番だと思いますので、経過措置についてはメリットとデメリットをしっかりと示したうえで保護者が選択できるようにしてほしいと思います。親の都合で選択されないことがないように、保護者にきちんと説明して欲しいと思います。</p> <p>また、学校が分かれる際に交流会などを設けて、双方の学校の子どもが顔を合わせる場があるといいと思います。</p>
委員	通学の安全面が心配なので、しっかり対応していただきたいと思いま

	す。
委員	経過措置について、保護者が自己決定できる内容になったのは良かったと思います。
委員	中学校に進学した際に兄弟姉妹で学校が分かれることがあるかもしれませんが、中学生は分団通学ではありませんので、その点は問題ないかと思います。また、中学に進学する際に少人数で南小学校から日進東中学校に進学することについては、他の学校から少ない人数で進学する生徒もおりますので、同じ気持ちで進学してくれればよいなと思います。学校の方でも配慮していきたいと思います。
部会長	<p>本日の検討内容の確認ですが、学区変更対象地区及び経過措置について一部を変更するということとなりました。</p> <p>また、学校が変わることや通学路に対する不安や懸念事項が保護者から多く寄せられ、具体的な説明を求める意見があったことに対しては、今後、変更後の学校等で見学会を開催し、具体的な説明の場を設け、児童生徒や保護者の不安解消に努めていただきたいと思います。また、通学路についても早めに検討して安全対策などを検討していただきたいと思います。</p> <p>これで本日の議題がすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>各委員の皆さま、長時間にわたり熱心なご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>本日の部会での検討事項を踏まえ、調査結果報告書について最終的な調整をさせていただき、3月22日に開催する適正規模等検討委員会に提出させていただきます。</p> <p>調査結果報告書の記載内容については、部会長に一任とさせていただきます。委員の皆さまには、3月22日に開催する適正規模等検討委員会に提出する前にご報告させていただきます。今後は、適正規模等検討委員会での審議を経て、教育委員会に答申され、3月末の臨時教育委員会で学区見直し方針が決定されます。</p> <p>委員の皆様には、これまで長期間にわたり調査・検討にご協力くださり、誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第3回学区検討部会を閉会いたします。</p>